

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和5年4月20日午後1時30分から令和5年第4回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第18番委員	及川和芳
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	高橋真一郎
係長	藤原一裕
主事	巴春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	巴春菜

- 議 長 只今から令和5年第4回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には16番高橋新一委員、17番佐藤浩幸委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります
- 議 務 局 長 日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は許可することに決定しました。

議 長 日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
 事務局説明を求めます。

事務局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を求めます。
 番号1番及び2番の案件について17番佐藤浩幸委員より報告願います。

17番委員 17番佐藤です。
 番号1番及び2番の案件について、現地調査の報告をいたします。
 4月17日午前に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認を行いました。
 譲受人である[]が宅地分譲地8区画を造成するため、農地所有者の[]さん、[]さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。
 地図は所有者毎に分けて表示しておりますが、実質一枚の田として利用されておりました。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを、融資証明書により確認しております。
 現地は、西側が農地と接しておりますが、L型擁壁を設置し、土砂流出を防止する計画になっているほか、落蓋付U字管を設置し雨水を排水する計画になっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。次に、番号3番から5番の案件について16番高橋新一委員より報告願います。

16番委員 16番高橋です。
 番号3番、4番、5番の案件について現地調査の報告をいたします。
 4月17日午後に、永岡地区の松本隆委員、小野まり子委員、小嶋教三委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
 借受人である[]が、造園・育苗用の土採取のため、土地所有者である[]さん、[]さん、[]さんから畑を借受け、2年から3年間の一時転用をしようとするもので、すでに周

辺地から土採取を行っていましたが、作業が間もなく終わることから、引き続き土採取を行うため、今回の申請となったものです。

申請地は、農振農用地ではありますが、農地転用目的の例外規定である「一時転用」に該当することから許可できるものと考えます。

事業費については、全額自己資金により確保する計画であり、金融機関からの残高証明書により、事業実施の確実性を確認しました。

現地調査を行ったところ、申請地周辺に農地はあるものの、境界から2メートル離れて採取を行うほか、泥・水等を出さないように沈殿池を設ける計画になっていることから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。また、土採取完了後は、表土を戻して畑に復旧する計画になっていることから、一時転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 6 番 委 員

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番名和です。番号3、4、5に関してですが、一時転用とのことですが、期間終了した時点での確認はどのように行うのですか。

議 事 務 長 局

事務局、説明を求めます。

6 番名和委員のご質問にお答えします。期間が終了した時点での確認をどのように行うのかというご質問ですが、農地転用の許可については、許可日から3か月後及び1年ごとに状況を報告することとなっています。今回の一時転用についても、事業完了するまで報告が求められますので、その報告をもって、そしてその報告に不備があれば事務局が現地確認いたします。

6 番 委 員

分かりました。過去に同じような土採取の関係で、期間が終わった後も更新等をせずに事業を続けていた事例がありました。その時は地権者が自ら気づいたことで明るみになりましたので、期間が終了したときには、事務局又は農業委員が現地確認等を行うことを検討していただきたいと思います。

議 1 7 番 委 員

その他、質疑ございませんか。

17 番佐藤です。番号5番の案件について地図を見ると、道路にまたがった土地になっていますが、道路を無視して採土するのでしょうか。

議 事 務 長 局

事務局、説明を求めます。

17 番佐藤委員のご質問にお答えします。

番号5番については、3番4番の土を採取する際の仮設道路として利用するもので、5番から土を採取するものではありません。

議 長

その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

- 全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
- 議 長 日程第7、議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 議 事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、利用権設定番号7番の案件について、8番松本隆委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 ———第8番委員 退席———
これより、利用権設定番号7番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号7番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———
挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。
8番 松本隆委員の入席を許します。
- 議 長 ———第8番委員 入席———
8番 松本隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号8番から13番の案件について5番 高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 ———第5番委員 退席———
これより、利用権設定番号8番から13番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号8番から13番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———
挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。
5番 高橋重貴委員の入席を許します。
- 議 長 ———第5番委員 入席———
5番 高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

- 議 長 続いて、利用権設定番号 14 番、30 番及び 31 番の案件について 10 番有住寿哉委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
——第 10 番委員 退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 14 番、30 番及び 31 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 14 番、30 番及び 31 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。
10 番有住寿哉委員の入席を許します。
——第 10 番委員 入席——
- 議 長 10 番 有住寿哉委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第 3 号の所有権移転並びに利用権設定番号 1 番から 6 番、15 番から 29 番及び 32 番から 37 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 7 番 委 員 7 番高橋です。所有権移転の 1 番から 4 番の案件は、先月の委員会で公社へ所有権移転することを承認した案件ですが、売買価格について公社が買った金額より売る金額が 2%ほど高くなっているようです。これは公社の事務手数料かと思いますが、その中に登記代も含まれているのでしょうか。また、事務手数料が含まれると、次に買う方はプラスアルファの金額を支払うことになると思うが、それでも公社を通すメリットを教えてください。
- 議 事 長 事務局、説明を求めます。
7 番高橋委員のご質問にお答えします。最初に金額についてですが、手数料については、両者から 2%ずつとることとなっています。その手数料は、振込手数料及び登記事務手数料となっております。実際の登記については、公社から農業委員会へ登記手続きの申し出があり、事務局で登記を行っています。
次にメリットについてですが、公社を通した所有権移転では、公社へ所有権移転後一時貸付後に購入する方法が主となっています。その際のメリットは、2 年、3 年の一時貸付後に購入することで、支払いを分割できるということがあげられます。
一方、即時で購入した場合のメリットは、お金の支払いが確実に公社から所有者へ支払われるという点といえます。
なお、今回の案件については、当事者の方が過去の他案件についても公社を通しているため、今回もそのようにしたいという申し出によるものです。
- 議 長 その他、質疑ございませんか。

5	番	委	員	5番高橋です。案件のなかに、農道に車を止めて農作業しており近隣の方の迷惑になっている方がいます。その方への対応をお願いできますか。	
議		長	局長	事務局、説明を求めます。	
事		務	局長	5番高橋委員のご質問にお答えします。その実情について把握しておりませんでしたので、事務局から本人へ伝えさせていただきます。	
議		長	局長	その他、質疑ございませんか。	
1	9	番	委	員	19番高橋です。利用権設定3番の案件については、何を作付けする予定ですか。
議		長	局長	事務局、説明を求めます。	
事		務	局長	19番高橋委員のご質問にお答えします。作付けするのは飼料用米の予定です。	
議		長	局長	その他、質疑ございませんか。	
議		長	局長	——なしの声あり——	
議		長	局長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。	
議		長	局長	——なしの声あり——	
議		長	局長	討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。	
				議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。	
				——全員挙手——	
議		長	局長	挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。	
議		長	局長	これで、本日の日程は全部終了いたしました。	
				令和5年第4回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。	

時間 14時15分